

【新型コロナウイルス】ビクトリア州の COVID-19 感染確認場所 (Exposure Sites) を特定日時に訪問した者に対するクイーンズランド州入州後 2 週間の隔離義務等 (5 月 13 日 (木) 午前 1 時より)

2021 年 5 月 12 日
在ブリスベン総領事館

● 5 月 11 日 (火)、パラシェ・クイーンズランド (QLD) 州首相は、メルボルンでの市中感染確認を受け、ビクトリア (VIC) 州保健省ウェブサイトに掲載されている、5 月 6 日 (木) 以降に、ビクトリア (VIC) 州の Exposure Sites (感染確認場所) を特定日時に訪問した者が、5 月 13 日 (木) 午前 1 時以降に QLD 州へ入州する場合、州政府指定宿泊施設での 2 週間の隔離を義務づけること等を発表しました。

QLD 州首相ツイートの概要

- 1 VIC 州は、メルボルンでの市中感染者確認に関し、5 月 6 日 (木) 以降の Exposure Sites を公表しているため、同リストを確認されたい。
- 2 5 月 13 日 (木) 午前 1 時以降、上記 1 のリストに掲載された日時・場所への訪問歴がある者が QLD へ入州する場合、州政府指定宿泊施設において 2 週間の隔離を行わなければならない。
- 3 5 月 13 日 (木) 午前 1 時より前に QLD 州に到着・入州している者で、上記 1 のリストに掲載された場所に右特定日時に訪れていた場合には、右日時から 14 日間自宅又は宿舎で隔離を行い、13HEALTH (州保健省健康相談ダイヤル、TEL:13 43 25 84) に連絡するとともに COVID-19 感染検査を受けることを求める。
- 4 QLD 州首席医務監は、州民に対し、VIC 州への渡航を再考するよう助言している。上記 1 のリストの確認を継続し、掲載された場所に右特定日時に訪れていた場合には、直ちに隔離を行い、13HEALTH に連絡することを求める。

本発表の詳細等については、以下の関連ホームページ等 (全て英文のみ) をご覧下さい。

○QLD 州首相 Twitter

<https://twitter.com/annastaciamp>

○ (Exposure Sites に関する) VIC 州保健省ホームページ

<https://www.coronavirus.vic.gov.au/exposure-sites>

○COVID-19 最新状況に関する QLD 州保健省ホームページ

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19>

○QLD 州政府指定 COVID-19 感染確認場所

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

なお、現在 QLD 州が指定する感染多発地域（ホットスポット）はありませんが、上記のとおり、感染確認場所として VIC 州メルボルン地域の他、ブリスベン国際空港、ニューサウスウェールズ州シドニー大都市圏、西豪州パース及びピール地域及びニュージーランドが指定されています。

また、本件措置は、4月28日（水）に発出された、(州安全渡航地域国 (Queensland safe travel zone country : 現在はニュージーランドのみ) を含む) QLD 州外の COVID-19 感染者の立ち寄りが確認された場所を特定日時に訪問した者について、QLD 州が指定する宿泊施設での14日間の隔離義務付け等を定める州首席医務監指令（州外の感染確認場所に関する指令）に基づくものであり（4/30 領事メールから）、右指令に関する、以下の4月30日付の当館領事メールもご覧下さい。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus30042021.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html